

# 令和7年度 鉄道弘済会 郡山保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	公益財団法人 鉄道弘済会
所 在 地	東京都文京区小石川1丁目1番1号 文京ガーデンゲートタワー19F
電 話 番 号	03-6261-3298
代 表 者 氏 名	会長 森本 雄司

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	鉄道弘済会 郡山保育所（若竹保育園）
施設の所在地	郡山市桑野一丁目18-14
連 絡 先	電話番号 024-932-3075 FAX 024-927-6966
管 理 者	園長 三星 敏也
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 60人 満1歳以上満3歳未満の児童 24人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	昭和31年10月1日
事 業 所 番 号	720351000040

## 3 サービスの目的・運営方針

郡山保育所「愛称名 若竹保育園」（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （3）「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	1,897.4 m <sup>2</sup>
	園庭	480. m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	653.4 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児・ほふく室	1室	すみれ組(0歳児)
幼児	1室	たんぽぽ組(1歳児)
保育室	4室	ちゅうりっぷ組(1・2歳児クラス) ばら組(3歳児クラス) ゆり組(4歳児クラス) ひまわり組(5歳児クラス) 各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

#### 5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	19	19		
栄養士	2	2		
調理員	1	1		
事務・用務	1	1		

当園では、「郡山市特定教育施設・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令・通知を遵守し事業実施します。

##### <各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(9:00~17:30)
主任保育士	正規の勤務時間帯(9:00~17:30)
保育士	正規の勤務時間帯(7:15~19:30)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:00~16:30)
調理員	正規の勤務時間帯(8:30~16:30)
事務・用務	正規の勤務時間帯(9:30~17:30)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日及び提供しない日

- (1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
- (2) 保育を提供しない日は、
  - ・日曜日
  - ・国民の休日に関する法律に定める休日
  - ・年末年始(12月29日から31日及び1月1日から1月3日)

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時20分から18時20分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時20分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります)。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時20分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります)。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育を提供します。

### (1) 持定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 延長保育

通常保育時間終了後、さらに1時間延長して満1歳以上の児童を対象に保護者の勤務状況等により保育しますが、事前の申請が必要になります。(月単位)

短時間保育(8時間)の場合、1歳未満児の児童も開所時間内の11時まで利用が可能です。

※延長保育料を負担していただきます。(1時間あたり100円)

### (3) 土曜保育

土曜日の保育は適正な人員配置を行うため事前に申し出が必要です。

#### (4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年 齢	午前間食	昼 食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時20分頃	15時20分頃	
1歳児	10時00分頃	11時20分頃	15時20分頃	
2歳児	10時00分頃	11時20分頃	15時20分頃	
3歳児		11時30分頃	15時20分頃	
4歳児		11時30分頃	15時20分頃	
5歳児		11時30分頃	15時20分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

#### (5) その他

##### ・コドモン導入について

コミュニケーションアプリ「コドモン」を導入し、打刻による児童の登園と退園時刻の確認により、保育時間の管理(延長保育等)や保育士の適正配置などに活用します。

また、乳児の連絡帳・園だよりなど一斉メール配信いたします。

・当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは休園にすることがあります。

### 9 利用料金

#### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(3歳未満児保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

#### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。なお、お支払方法については、別途お知らせします。

### 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

#### (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

#### (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

#### (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科

医療機関の名称	渡辺美佳子クリニック
---------	------------

#### (2) 歯科

医療機関の名称	奥羽大学歯学部付属病院(歯科)
---------	-----------------

## 12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

※インターネット掲示用では省略

## 13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 三星 敏也 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話 番号 024-932-3075 F A X 024-927-6966 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	2名

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 15 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済掛金
保険の内容	傷害・死亡見舞金
保険金額	210 円

## 16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	3歳以上児 給食代 (副食費・主食費)	月額 5.600 円
		副食費 4.800 円
		主食費 800 円

※年度当初の事業計画にのっておらず今後、上記以外で臨時的に保護者に負担していただくものについては、別途通知等で説明しその都度御了承いただくことになります。

2 時間外保育(延長保育)に係る利用者負担

(1)保育標準時間(18:20~19:20)

項目	時間	金額
延長保育	1時間当たり (1時間未満も含む)	100円

(2)保育短時間(7:30~8:30及び16:30~19:20)

項目	時間	金額
延長保育	1時間当たり (1時間未満も含む)	100円

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。

## 同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名： 鉄道弘済会 郡山保育所

説明者職名： 園長 三星 敏也

私は、本書面に基づいて鉄道弘済会 郡山保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行、接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

鉄道弘済会 郡山保育所          園長 三星 敏也 様

令和    年    月    日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：